

子どもはぐくみ医療費助成制度の 変更市町村のお知らせ

徳島県健康づくり課

令和3年7月1日より、牟岐町及び美波町が次のとおり制度を一部変更する予定ですので、お知らせします。

○令和3年7月1日から変更予定

1 変更内容（自己負担金）

市町村名	現 行	変更後
牟岐町 美波町	入院・通院とも1レセプト600円	なし

(参考)

牟岐町：対象年齢 入院・通院とも18歳到達後最初の3月31日まで（現行どおり）
所得制限 なし（現行どおり）
食事療養費 助成対象外（現行どおり）
事業名 牟岐町子どもはぐくみ医療費助成事業（現行どおり）

美波町：対象年齢 入院・通院とも18歳到達後最初の3月31日まで（現行どおり）
所得制限 なし（現行どおり）
食事療養費 助成対象外（現行どおり）
事業名 美波町子どもはぐくみ医療費助成事業（現行どおり）

※ 改正の詳細につきましては、各町にお問合せください。

牟岐町住民福祉課（TEL0884-72-3416）

美波町福祉課（TEL0884-77-3614）

担当 徳島県保健福祉部健康づくり課
母子・歯科口腔担当
TEL 088-621-2736

子どもはぐくみ医療費助成制度公費負担者番号(令和3年7月1日以降)

<R3.7.1時点>

市町村名		公費負担者番号		
		小学校修了まで	中学1年生以上	1レセプト600円徴収しない市町村
1	徳島市	45360013	47360011	
2	鳴門市	45360021	47360029	
3	小松島市	45360039	47360037	
4	阿南市	45360047	47360045	48360044
5	吉野川市	45360518	47360516	
6	阿波市	45360526	47360524	48360523
7	美馬市	45360534	47360532	※中学生から自己負担金を徴収 48360531
8	三好市	45360542	47360540	
9	勝浦町	45360054	47360052	※7歳から自己負担金を徴収 48360051
10	上勝町	45360062	47360060	48360069
11	佐那河内村	45360070	47360078	48360077
12	石井町	45360088	47360086	
13	神山町	45360096	47360094	48360093
14	那賀町	45360625	47360623	48360622
15	牟岐町	45360195	47360193	48360192
16	美波町	45360641	47360649	48360648
17	海陽町	45360658	47360656	
18	松茂町	45360237	47360235	
19	北島町	45360245	47360243	
20	藍住町	45360252	47360250	
21	板野町	45360260	47360268	※高校生から自己負担金を徴収 48360267
22	上板町	45360278	47360276	
23	つるぎ町	45360617	47360615	48360614
24	東みよし町	45360633	47360631	

R3.7.1変更箇所

※ 公費負担者番号45の範囲は、便宜上「小学校修了まで」と表記していますが、正確には「12歳に達する日以後の最初の3月31日まで」です。